

特別教育等を受け 注意していたので不安なし

（印刷工場での有機溶剤起因の胆管がん発症のニュースが報じられているが、A社では、従業員にも 有機溶剤取扱業務の特別教育や、特別健診等を行って、健康障害の防止に留意させていたので、不安感はなかった。）

特別教育や健診受けていたのでA社では不安なし！



B社でも教育と健診を実施してもらうことになった！！

【状況】 A社のAさんのところに、B社のBさんから相談の電話がかかってきた。AさんもBさんも長年の友人で、勤めている会社は異なるものの同業の印刷工場で働いている。相談の内容は「先日、テレビで『印刷会社の元従業員が高頻度で胆管がんを発症し、男性4人が死亡した。』といっていた。詳しいことはテレビではいっていなかったが、それ以後、『有機溶剤』と聞いただけで仕事をやるのが何となく不安だ。」といっていた。すなわち、Bさんは、不安な心理状態で日々の作業に従事しているようであり、これはストレスを高めると同時に、ケガ発生の要因ともなり得るものである。

【災害原因分析】 Aさんもテレビで見て、このニュースに関心を持っていた。Aさんはさらにいくつかの新聞で関係記事を調べていたので、自分の見解として、「新聞情報から判断すると、①作業の状況は、大量印刷する前などに少数部数を印刷して誤植や発色などを確認する校正印刷を専門とする業務で、頻繁に色や版を替え、有機溶剤を含む洗浄剤で機械などに付着したインキを落とす作業を1日 300～1000回繰り返し行っていたようであること。

②使用していた有機溶剤は[1, 2ジクロロプロパン]や[ジクロロメタン]などであること。

③排気装置も含めて、換気は十分とはいえないかったようであること。』

のようだ。自分のところは有機溶剤の特別教育を受けていたので、『有機溶剤の性質、排気・換気の大切さ、作業環境測定結果が第1管理区分であることなどは知っている、洗浄作業などの非定常作業時にはマスク・ゴム手などの保護具の着用、特別健康診断の実施、一連の作業手順の励行などは守られている』ので不安はない。しかし、厚生労働省がこの事件を重視して調査をすることでの、その結果を見守りたい。』とBさんに伝えた。

【対応策】 Bさんは、Aさんの話を聞いて不安を払拭することが出来た。それと同時に、自分が有機溶剤についての知識がないことを痛感し、会社に交渉して関係従業員全員が有機溶剤の特別

教育を受けることとなった。

(以上)

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部